

# 父の苦悩続く / 小1 女児殺害から4年

2009年11月22日



あいらさんの遺影のそばで4年間の思いを語る木下建一さん = 海田町、青山芳久撮影

広島市安芸区で、小学1年生だった木下あいらさん(当時7)が殺害されてから22日で4年になる。「娘『あいら』と共に戦う」。父の建一さん(42)は固い決意で裁判に臨んできたが、先月、最高裁は審理を広島高裁に差し戻し、結論は先延ばしされた。「極刑を勝ち取る」と自らを奮い立たせ続けるが、裁判に翻弄(ほん・ろう)され、苦しみは続くばかりだ。(村形勘樹)

広島での生活は5年目に入った。転勤の多い自衛官には異例という。「事件を早く片づけ、新たな転属場所での勤務を願っているが、いつになるか分からない」。最愛の娘を失ってからの4年を振り返ると、やるせなさ募る。

励まされた出来事もあった。今年の夏、あいらさんの遺体が遺棄された空き地に、手紙が1通供えられていた。

建一さん一家が広島に転勤する前に住んでいた千葉県的女性からだった。女性は、近所のスーパーでお母さんと買い物をするあいらさんの姿を覚えていた。手紙にはその時に感じた、いとおしさや、事件を知った際の悲しみに加え、「子どもが巻き込まれる犯罪は決して許してはならない」とつぶられていた。

建一さんは手紙を読み、「事件はまだ風化していない」と感じた。あいらさんを失った後も、子どもや女性を狙った犯罪は後を絶たない。「事件を伝え続けなければいけない」と胸に刻んだ。

06年に始まった広島地裁での一審は、導入が近づいていた裁判員裁判のモデルケースとされた。地裁は「公判前整理手続き」で争点を絞ったうえで、5日間の「集中審理」を実施。判決は無期懲役だったが、建一さんは「早く終わって満足していた」という。

しかし昨年のあいらさんの命日から1年間で、控訴審と上告審の二つの判決が下された。昨年12月の広島高裁判決は、「審理が不十分で訴訟手続きも違法だった」として、広島地裁に差し戻した。不服とした弁護士が上告し、最高裁は先月、「広島高裁が刑事訴訟法の解釈を誤った」として、同高裁での審理をやり直すよう命じた。

「(一審が集中審理でない)普通の裁判でやっていれば、もう終わっていたのでは」。裁判が、遺族の思いを置き去りにしながら続いているようで、不満を感じる。

司法解剖後、警察署で対面したあいらさんの遺体に誓った「復讐(ふく・しゅう)」は決して忘れてはいない。ホセ・マヌエル・トレス・ヤギ被告(37)には「真実を話し、犯した罪を反省してほしい」と願う。

建一さん一家は22日、熊本県八代市にあるあいりさんの墓に、手を合わせる予定だ。